

# 佐伯市保育料【保育所（3号）利用】月額

令和元年10月改正

階層区分	世帯の所得区分	対象	4月1日現在の年齢	
			3歳未満児	
			標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯 (単給世帯含む)	すべて	0	0
第2階層	市町村民税 非課税世帯	すべて	0	0
第3階層 要保護世帯※1	48,600円未満	第1子	5,350	5,300
		第2子以降※2	0	0
第3階層	48,600円未満	第1子	11,700	11,600
		第2子以降※2	0	0
第4階層 要保護世帯※1	48,600円以上 77,101円未満	第1子	5,400	5,400
		第2子以降※2	0	0
第4階層 多子範囲	48,600円以上 57,700円未満	第1子	18,000	17,800
		第2子以降※2	0	0
第4階層	57,700円以上 97,000円未満	第1子	18,000	17,800
		第2子以降※2	0	0
第5階層	97,000円以上 169,000円未満	第1子	26,700	26,400
		第2子以降※2	0	0
第6階層	169,000円以上 301,000円未満	第1子	36,600	36,100
		第2子以降※2	0	0
第7階層	301,000円以上 397,000円未満	第1子	48,000	47,300
		第2子以降※2	0	0
第8階層	397,000円以上	第1子	62,400	61,500
		第2子以降※2	0	0

※1：「要保護世帯」とは母子世帯、父子世帯、障がい者の同居する世帯

※2：生計を一にしている子どものうち第2子以降の保育料は無料になります。

- 市町村民税所得割課税額（住宅借入金等特別税額控除、配当控除等を含まない）を算定の基礎とします。また、第1階層を除き、保育料（利用者負担額）算定にあっては、当該年度の4月から8月分までは前年度分、当該年度9月から3月分までは当該年度分の市町村民税所得割課税額で算定します。

保育料	保育料（利用者負担額）算定の基礎
4月～8月分	平成30年度の市町村民税（平成29年中の収入に基づくもの）の額
9月～3月分	令和元年度の市町村民税（平成30年中の収入に基づくもの）の額